

岩手県監査委員告示第48号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第14号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月2日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 公益財団法人岩手県観光協会

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年1月22日

(2) 本監査実施日 平成26年2月13日

3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|---|
| 貯蔵品の管理に当たり、棚卸資産として会計処理を行っていないので、適正な事務の執行に努められたい。 | 貯蔵品の管理に当たり、平成25年度決算より棚卸資産として会計処理を行うこととし、改善措置を講じたこと。 |